

地理的表示保護制度の運用の見直し（概要）

- GI制度について、農林水産物・食品の輸出拡大や所得・地域の活力の向上に更に貢献できるよう、多様な製品の登録につながるよう間口を広げるとともに、GI全体のプロモーションの在り方も波及効果の高いものに転換。

改正前

他産品と比較して品質的に優れていることを要件。

加工食品など一部県外の工場で生産している場合、これらの地域全体を生産地として認めてこなかった。

概ね25年の生産実績が必要。

登録名称を分断する名称（例：霞が関手延うどん）をGI名称として認めていない。

生産行程管理業務として、団体は、各生産業者が作成した生産記録を取りまとめて確認。年に1回、農水省にその実績を報告。

GI産品の加工品へのGIマークの使用が抑制的。

改正後

地域における自然的・人文的・社会的な要因・環境による品質、製法、評判等の特性が要件。

それぞれの地域間のつながりに合理性が認められる場合には、これらの地域全体が生産地となる。

産品の特性の周知の程度や模倣品発生の可能性の程度等を勘案し、25年の期間を短縮できる。

名称としての同一性が認められれば、分断名称もGI名称として認める。

団体は、生産の方法を遵守するために必要な手順を定めて周知し、定期的に手順を検証する。実績報告は廃止。

GI産品の加工品であっても、加工品がGI登録されたものと誤認を招かない表示は使用できるようルールを明確化。